５　「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。

６　「【適正納付金額】」の欄には、当該手続書類において適正に納付すべき手数料の額を記載する。ただし、意匠法第68条第２項において準用する特許法第18条の２第１項の規定による却下処分に係る場合は、「【適正納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

７　「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する手数料の額を記載する。

８　その他は、様式第１の備考１から４まで、６から10まで及び12から19まで並びに様式第20の備考３、４、８及び10と同様とする。この場合において、様式第１の備考12中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第22（第18条の５関係）

【書類名】　個別指定手数料返還請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】

　【出願番号】

【返還請求人】

　【住所又は居所】

　【住所又は居所原語表記】

　【氏名又は名称】

　【氏名又は名称原語表記】

【代理人】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【返還原因】

【納付済金額】

【返還金振込先】

　【金融機関名】

　【口座種別】

　【口座番号】

　【フリガナ】

　【口座名義人】

【提出物件の目録】

　【物件名】

〔備考〕

１　「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○―○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「－」のようにハイフンを記載し、「【返還金振込先】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号ＤＭ／○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

２　「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る個別指定手数料を納付した者を記載する。

３　「【返還請求人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【返還請求人】

　　【住所又は居所】

　　【住所又は居所原語表記】

　　【氏名又は名称】

　　【氏名又は名称原語表記】

　【返還請求人】

　　【住所又は居所】

　　【住所又は居所原語表記】

　　【氏名又は名称】

　　【氏名又は名称原語表記】

４　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

５　「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【代理人】

　　【住所又は居所】